

## 京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項

令和3年3月12日

総長裁定制定

### (目的)

第1条 この要項は、研究に対する意欲を有し、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う京都大学（以下「本学」という。）の博士後期課程学生に対し、研究に専念できる環境を提供するために、当該博士後期課程学生の処遇の向上及び博士後期課程修了後の安定的なキャリアパスの確保を目的として実施する科学技術イノベーション創出フェローシップ事業（以下「フェローシップ事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (実施体制)

第2条 フェローシップ事業は、総長の命により、教育担当の理事（以下「担当理事」という。）が実施責任者として統括し、京都大学大学院横断教育プログラム推進センターがその実施に係る業務を行う。

### (対象分野等及び採用人数)

第3条 フェローシップ事業の対象とする分野（以下「分野」という。）は、情報・AI分野、量子分野、マテリアル分野及び健康・医療・環境分野とする。

2 フェローシップ事業の対象となる研究科及び専攻並びに分野ごとの採用人数は、別表のとおりとする。

### (申請資格)

第4条 フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 優れた研究能力を有し、研究に専念できる環境を希望する者であること。
- (2) フェローシップ事業募集年度の4月1日において、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。

イ 博士後期課程の第1年次に在学する者（在学月数が12か月未満の者に限る。）

ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程の第2年次に在学する者（在学月数が12か月以上24か月未満の者に限る。）

ハ 一貫制博士課程の第3年次に在学する者（在学月数が24か月以上36か月未満の者に限る。）

- (3) フェローシップ事業募集年度の4月1日において、満30歳未満（前号のロに定める博士課程に在学し臨床研究を課された者においては満33歳未満）の者であること。

(4) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）第2条に定めるものをいう。）又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。

(5) 社会人の入学者（学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）第1条に定める学校基本調査における博士課程入学者のうち社会人として扱われるものをいう。）でないこと。

2 前項第3号の規定にかかわらず、出産、育児等を経た者については、個別の事情に配慮し、1年から2年程度、同号の要件を緩和することがある。

### (募集)

第5条 各分野に応じて置く事業部門（京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項（平成30年3月28日総長裁定）第22第1項に定めるものをいう。以下同じ。）は、フェローシップ事業の趣旨、目的及び申請資格、フェローシップの支給額及び支給対象となる学生（以下「支給対象学生」という。）の義務その他必要な事項を示し、当該分野におけるフェローシップの支給対象学生を募集する。

2 前項の募集の方法は、当該分野を構成する研究科と協議のうえ、当該事業部門の部門長が定める。

### (支給対象学生の決定)

第6条 部門長は、当該事業部門に置く事業部門フェローシップ実施委員会において選出した当該分野

の支給対象学生の候補者を、大学院横断教育プログラム推進センター長（以下「センター長」という。）に推薦する。

2 前項の推薦を受けたセンター長は、京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項第16第1項に定める科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施委員会（以下「事業実施委員会」という。）の議を踏まえて支給対象学生の採否を決定し、担当理事に報告するとともに、部門長に通知する。

3 前項の通知を受けた部門長は、前条第1項の募集への応募者に対し、支給対象学生の採否を通知する。

（フェローシップの支給額及び支給方法）

第7条 支給対象学生に支給するフェローシップは次の各号に掲げる資金で構成し、それぞれの支給額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 研究専念支援金 年額 1,800,000 円

(2) 研究費 年額 300,000 円

2 フェローシップは、前項各号の資金の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める方法で支給する。

(1) 研究専念支援金 原則として1か月に1度、支給対象学生の届け出た金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

(2) 研究費 本学の会計制度に基づき、支給対象学生の請求に応じて適切に支給する。

3 研究専念支援金の一部については、支給対象学生をリサーチ・アシスタントとして雇用し、その給与として支給することがある。

（支給対象学生の義務）

第8条 支給対象学生は、フェローシップ事業の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる義務を果たさなければならない。

(1) 研究計画を立て、それを踏まえた研究活動に専念すること。

(2) 本学及びフェローシップ事業の対象となる研究科が実施する研究力向上等に関するプログラム等に参加すること。

(3) 研究活動の状況について、所属する研究科及び専攻の長に報告すること。

(4) メンター（学生の研究及びキャリア形成に関する指導及び助言を行う教員をいう。以下同じ。）による面談を定期的に受けること。

2 前項に定める義務の履行について、当該支給対象学生の指導教員は日常的に確認するものとし、メンターは同項第4号に定める面談において同項第1号から第3号までに定める義務について詳細に確認したうえで、必要な指導を行うものとする。

3 第1項第2号に定めるプログラム等のうち本学が実施するものに関し必要な事項については、担当理事が、同号に定めるプログラム等のうち研究科が実施するもの、同項第3号に定める研究科及び専攻の長への報告並びに同項第4号に定める面談に関し必要な事項については、当該研究科の長が別に定める。

（支給の取消）

第9条 支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給対象学生に係るフェローシップの支給を取り消す。

(1) 第4条に定める申請資格を喪失したとき。

(2) 前条第1項に定める義務の履行の状況が不十分であるとセンター長が認めたとき。

(3) 支給対象学生からフェローシップの辞退の申出があったとき。

(4) フェローシップ事業への申請に係る書類に虚偽の記載があったとき。

(5) 除籍されたとき。

(6) 京都大学通則（昭和28年達示第3号）第53条の規定により準用する第32条第1項の規定に

よる懲戒を受けたとき。

(7) その他総長が支給を取り消すべき事由があると判断したとき。

(その他)

第10条 各分野を構成する研究科は、支給対象学生にフェローシップの受給に伴い生じる税金、年金保険料等の納付義務を説明しなければならない。

2 前項の税金、年金保険料等の納付に係る手続等は、原則として、支給対象学生が行うものとする。

第11条 この要項に定めるもののほか、フェローシップ事業の実施に関し必要な事項は、事業実施委員会の議を経て、担当理事が定める。

#### 附 則

この要項は、令和3年3月15日から施行する。

#### 別表

分野	研究科	専攻	採用人数
情報・AI分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻	25名
	情報学研究科	知能情報学専攻 社会情報学専攻 先端数理科学専攻 数理工学専攻 システム科学専攻 通信情報システム専攻	
量子分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻	21名
	工学研究科	原子核工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻	
	情報学研究科	通信情報システム専攻	
マテリアル分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 化学専攻 生物科学専攻	40名
	医学研究科	医学専攻 医科学専攻	
	薬学研究科	薬科学専攻 医薬創成情報科学専攻	
	工学研究科	材料工学専攻 材料化学専攻 物質エネルギー化学専攻 分子工学専攻 高分子化学専攻 合成・生物化学専攻 化学工学専攻	

	農学研究科	応用生命科学専攻	
健康・医療・環境分野	医学研究科	医学専攻	11名
	薬学研究科	薬科学専攻 医薬創成情報科学専攻 薬学専攻	
	農学研究科	農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻	
	エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー応用科学専攻	
	総合生存学館	総合生存学専攻	